滋賀県奨学資金 予約募集について

滋賀県では、条例に基づき、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対して奨学資金の貸与を行っています。このたび、令和6年(2024年)4月に高等学校等へ進学予定の方を対象に奨学資金の予約募集を実施します。

◆貸与の対象となる者

▼							
対象者	①下記の対象校種の学校に在学していること ②保護者(親権者または未成年後見人)が県内に居住すること ③次のaからcのいずれかに該当する世帯に属するものであること a 生活保護法に基づく保護を受けている世帯 b 世帯に属する全ての者が、地方税法第295条第1項に基づき市町村民税が非課税である者もしくは地方税法第323条に基づく市町村条例により市町村民税が減免されている者である世帯 c 世帯の前年の収入の年額が生活保護法による世帯の需要の年額の1.7倍以下である世帯であって、						
	学資の支弁が困難であると認められるもの ④条例、規則に定める奨学金等の貸与または給付を受けていないこと 奨学金の例(生活福祉資金(教育支援資金)、母子父子寡婦福祉資金(修学資金)、定時制課程および 通信制課程修学奨励金、独立行政法人日本学生支援機構奨学金等)						
対象校種	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校の高等課程						

※申請しようとする生徒の保護者が県外に居住している場合は、保護者の居住する都道府県が実施する奨学金制度の対象 となりますので、当該都道府県までお問合せください。

▲貸与額•返還等

♥貝分徴"返遠寺							
区分		自宅通学者	自宅外通学者				
奨学金	国公立	18,000円	23,000円				
(月額)	私立	30,000円	35,000円				
入学資金	基本額	基本額 50,000円(国公立、私立の別はありません)					
(入学時のみ)	私立加算	入学金相当額(ただし、限度額150,000円)					
電子計算機購入資金	電子計算機の購入等に要する費用相当額 (ただし、限度額150,000円) ※1回のみ						
貸与の期間	奨学資金は申請があった月の翌月分(ただし、4月に申請があった場合は4月分)から、在学する高等学校等における標準修業年限(疾病、負傷、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合はその在学期間)まで貸与します。入学資金の貸与は4月に申請があった場合に限ります。						
貸与利率	無利子(正当な理由なく返還を遅延したときは遅延利息を付します。)						
貸与の時期	年3回(4月末頃※、9月末頃、1月末頃)(予定) ※高等学校等入学後に提出いただく申請書類に不備がある場合は、第1回目の貸与が遅れます。 入学資金は最初の奨学金の貸与と併せて貸与。電子計算機購入資金は決定後随時貸与。						
連帯保証人	1名必要(原則として申請者の保護者) 奨学資金の貸与を受けた者と連帯して弁済の責を負うものとします。						
募集期間	令和5年9月中(各中学校等の期限までにお申込みください。)						
申込方法	申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、在学する学校を通じて滋賀県教育委員会にお申込みください。						
返還期間	貸与期間終了後、6箇月を経過したときから10年以内に返還いただきます。						
返還方法	貸与終了後に提出いただく奨学資金借用証書に記載いただいた返還期間に従い、月賦、半年賦または年賦による返還方法による均等返還とします(繰上返還可能)。支払い方法は、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。返還期日は、月賦は毎月月末、半年賦は7月末日ならびに11月末日、年賦は11月末日となります。						
返還を遅滞した場合	奨学資金の返還を遅滞した場合は、 ・返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75%の割合を乗じて 得た金額に相当する延滞利息が課されます。 ・返還期日が来ていない返還額を含めて一括して返還を請求し、法的手続きを行うことがあります。						

◆貸与月額と返還例

区分 (貸与 月数)	貸与の有無					電子計			
	電子計 算機 購 入資金	入学 資金	通学	貸与 月額	入学 資金	算機 購入資金	貸与総額	月賦金額	返還回数 (年月)
国公立 (36月)	有	有	自宅	18,000	50,000	150,000	848,000	7,100 (最終3,100)	120回(10年)
			自宅外	23,000	50,000	150,000	1,028,000	8,600 (最終4,600)	120回(10年)
		無	自宅	18,000	_	150,000	798,000	6,800 (最終2,400)	118回(9年10月)
			自宅外	23,000	_	150,000	978,000	8,200 (最終2,200)	120回(10年)
	無	有	自宅	18,000	50,000	_	698,000	6,000 (最終2,000)	117回(9年9月)
			自宅外	23,000	50,000	_	878,000	7,400(最終4,800)	119回(9年11月)
		Arres .	自宅	18,000	_	_	648,000	5,400	120回(10年)
		無	自宅外	23,000	_	_	828,000	6,900	120回(10年)
私立 (36月)	有	有	自宅	30,000	200,000	150,000	1,430,000	12,000(最終14,000)	119回(9年11月)
			自宅外	35,000	200,000	150,000	1,610,000	13,400(最終15,400)	120回(10年)
		ám.	自宅	30,000	_	150,000	1,230,000	10,300(最終4,300)	120回(10年)
		無	自宅外	35,000	_	150,000	1,410,000	11,800(最終5,800)	120回(10年)
	無	有	自宅	30,000	200,000	_	1,280,000	10,700(最終6,700)	120回(10年)
			自宅外	35,000	200,000	_	1,460,000	12,200(最終8,200)	120回(10年)
		無無	自宅	30,000	_	_	1,080,000	9,000	120回(10年)
			自宅外	35,000	_	_	1,260,000	10,500	120回(10年)
電子計算機購入資金のみの貸与			_	_	150,000	150,000	1,300(最終1,800)	115回(9年7月)	

- ※私立高等学校等の入学資金については、基本額50,000円と私立加算150,000円で試算しています。実際には私立加算は当該高等学校等の入学金相当額(ただし、150,000円限度)となります。
- ※電子計算機購入資金については、限度額150,000円で試算しています。
- ※貸与月数は高等学校等入学から卒業まで36月で試算しています。

◆留意事項等

- ①滋賀県奨学資金は、貸付金です。貸付終了後は、貸与を受けた奨学資金の全額を返還する必要があります。 滋賀県奨学資金をお申込みの際は、返還する時のことも御検討のうえお申込みください。なお、返還された奨 学資金は、後輩生徒の奨学資金に活用されます。
- ②貸与終了後、奨学資金借用証書を提出されない場合は、貸与した奨学資金の総額を一括して返還するよう請求することがあります。
- ③以下の要件を満たす場合は、申請により奨学資金の返還を猶予することができます。(免除ではありません。)
 ・高等学校等、大学等に在学しているとき
 - ・疾病、負傷、災害その他やむを得ない理由により、貸与を受けた奨学資金を返還することが著しく困難となったと認められるとき
- ④予約募集の審査結果は、12月中旬頃(予定)に在学する中学校を通じてお知らせします。
- ⑤予約募集で奨学資金の貸与の対象と認められた場合、奨学資金の貸与決定は、高等学校等入学後になります。高等学校等入学後、改めて申請書等を提出いただきます。(滋賀県議会において令和6年度予算が成立することが前提となります。)
- ⑥奨学資金は、予算の範囲内で貸与しますので、今回の予約募集で貸与の対象と認められた場合であっても、 来年度の奨学資金の貸与を確約するものではありません。また、毎年度、世帯の収入状況等貸与要件を満たし ているかを確認し、貸与継続の可否を判定しますので、卒業までの貸与が確約されるものではありません。
- ⑦今回の申請で貸与の対象と認められた場合であっても、予約募集時と事情が異なった場合(貸与要件を満たさなくなった場合等)は、奨学資金の貸与額を変更したり、貸与を行わないことがあります。

◆お問合せ

制度の内容については滋賀県教育委員会(077-528-4587)へ、申請の申し出については在学する学校へお問合せください。